

## 入札制度見直しについて

品質確保や専門工事業者育成等の観点から入札制度の見直しを行います。  
適用は、6月1日以降入札公告分からとなります。

### 1. 低入札対策（最低制限価格及び調査基準価格）の見直し

更なる品質確保を図るため、建設工事及び建設工事に係る委託業務の最低制限価格等を見直し

#### ○ 建設工事の調査基準価格の一部改定

		改定前	改定後
最低制限価格	設定範囲	予定価格の70%以上	改定なし
	予定価格 (税抜き) 1億円未満	直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 (予定価格の約90%)	改定なし
調査基準価格	設定範囲	予定価格の70%以上	改定なし
	予定価格 (税抜き) 1億円以上	直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 (予定価格の約89%)	直接工事費× <u>0.97</u> 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 (予定価格の約90%)

※直接工事費95%から97%への引き上げは労務費の参入率を95%から100%に変更したことによる増分

#### ○ 建設工事にかかる委託業務の最低制限価格の一部改定

		改定前	改定後
最低制限価格	設定範囲	予定価格の70%以上	改定なし
	土木コンサル	直接人件費×1.00 直接経費×1.00 その他原価×0.90 一般管理費等×0.45	直接人件費×1.00 直接経費×1.00 その他原価×0.90 一般管理費等× <u>0.48</u>
	補償コンサル	直接人件費×1.00 直接経費×1.00 その他原価×0.90 一般管理費等×0.45	改定なし
	建築コンサル	直接人件費×1.00 特別経費×1.00 技術料等経費×0.60 諸経費×0.60	改定なし
	測量業務	直接測量費×1.00 測量調査費×1.00 諸経費×0.45	直接測量費×1.00 測量調査費×1.00 諸経費× <u>0.48</u>
	地質調査業務	直接調査費×1.00 間接調査費×0.90 解析等調査業務費×0.80 諸経費×0.45	改定なし

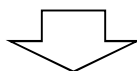
## 2. 入札参加条件の見直し

### ○施工実績の認定要件の変更(建設工事全体)



- ①成績評定が65点未満のもの(和歌山県発注工事に限る)は、入札時に求める工事の施工実績として認めない。

### ○専門工事の入札参加条件の見直し

実際に専門工事を施工するには、専門の職人・機材を抱え維持していく必要がある。県ではこういった専門工事業者の保護・育成のため、一式工事から専門工事を分離した発注に努めているが、下請けが多く行われている実態が確認された。そうしたことから、下請けを出す場合においても元請け業者が主体的にかかわらなければならない体制を強化するとともに、専門工事業者の受注が進むよう入札参加条件の見直しを行う。



#### ②主たる工種について自社施工しない場合には、元請の技術者に更なる管理能力を要求

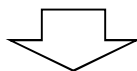
- ・ 請負額3,500万円未満の工事 非専任の技術者  専任の国家資格者※  
※ただし、主任技術者となり得る国家資格の種別が少なく、資格取得難易度が高い機械器具設置及び電気通信工事業については専任の技術者を求める
- ・ 請負額3,500万円以上の工事 専任の技術者  監理技術者  
(通常下請額4,000万円以上の工事に配置)

#### ③主たる工種についての下請け次数制限(1次まで)

→ 重層下請の解消(中間搾取の排除)

### ○専門工事の新規参入

専門工事では、工事の品質確保の観点から入札参加条件として元請けの施工実績を求めている。一方、小規模な専門工事については、新規参入促進の観点から施工実績を求めず、実績を持たない業者の入札参加を可能としてきた。しかしながら、今後は、小規模工事においても一定の品質を確保するとともに、実際に専門工事を直接施工する業者が参入しやすくなるように、入札参加条件の見直しを行う。



#### ④小規模な工事においても以下のいずれかの実績を有することを入札参加条件に求める。

- ・ 過去15年間の国、和歌山県又は高速道路株式会社等の法人発注による同種工事における元請としての施工実績
- ・ 過去15年間の国、地方公共団体又は高速道路株式会社等の法人発注による同種工事における下請負人として自ら施工した施工実績又は和歌山県を除く地方公共団体発注の同種工事における元請として自ら施工した施工実績(併せて3件以上)

### 3. 総合評価における工事成績評定の評価対象期間の拡大について

#### ○ 現状制度における評価対象期間

配置予定技術者の工事成績

当該年度を含まない過去3年前の4月1日から入札公告日の前日まで

※当該年度とは、入札公告日の前日が属する年度とする。

#### ○ 制度改定内容

近年、業者の工事受注件数が減少していることを考慮し、工事成績評定の評価対象期間を現状の3年間から4年間に拡大する。

### 4. 土木一式Bランク工事の総合評価落札方式について

#### ○ 現状

平成26年4月から、土木一式Bランク工事（1千5百万円～3千万円）の2割程度で総合評価落札方式の試行を実施。

#### ○ 制度改定内容

試行を実施してきたが、総合評価試行工事の工事成績は年々上昇しており、公共工事の品質確保に一定の効果が認められるため、総合評価落札方式を土木一式Bランク工事の2割程度に適用する制度として運用を開始する。

担当課	技術調査課
担当者	坂口、田中
電話	073-441-3082 (内線3082)